

創設期の「総合的な学習の時間」を取り巻く状況

清 見 嘉 文*

The Circumstances Surrounding the “The time of Integrated Study” in the Establishment Period

Yoshifumi SEIMI

Key words : 学習指導要領 Course of Study, 総合的な学習の時間 The time of Integrated Study,
教育改革 Educational reform

I 緒 言

平成8年7月の中央教育審議会第一次答申において、「これからの学校教育の在り方として、[ゆとり]の中で自ら学び自ら考える力などの[生きる力]の育成を基本とし、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底を図ること、一人一人の個性を生かすための教育を推進すること、豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育を改善すること、横断的・総合的な指導を推進するため「総合的な学習の時間」を設けること、完全学校週5日制を導入すること」などが提言された。それを受け、教育課程審議会は平成10年7月、完全学校週5日制の下、[ゆとり]の中で「特色ある教育」を展開し、幼児児童生徒に[生きる力]を育成することを基本的なねらいとし、以下の改訂方針を提言するとともに、教育課程の編成、授業時数、各教科等の内容の改善方針を示した。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

この答申を受け、平成10年12月14日、学校教育法施行規則第24条において「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする」と定め、総合的な学習の時間は各学校における教育課程上の必置の内容として位置付け

られた。さらに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が告示された。しかし、総合的な学習については、各教科のような学年ごとの細かな指導内容の定めはなく、趣旨やねらい、学習活動、実施にあたっての配慮事項等が「総則」の中に定められたのみであった。

当時、広島市教育委員会指導主事として、学校教育行政に携わり教育課程に関する業務を担当していた筆者は、平成14年4月1日から学校段階を追っての学習指導要領全面実施までの期間に、新たに位置づけられた総合的な学習の時間の趣旨やねらい、実際に実施するに当たっての配慮事項などについて、学校で直接児童生徒の指導に当たる教員が具体的なイメージをもって準備を整えることができるよう、環境づくりを進める必要があった。

本稿では、その際に進めた取組みや得られた情報等をもとに、「総合的な学習の時間」を取り巻く状況等についてまとめてみたい。

II 「総合的な学習の時間」創設の経緯

I 中央教育審議会第一次答申（平成8年7月19日）から

文部大臣の諮問を受け当時の中央教育審議会は、今後の教育の在り方について、子供を取り巻く状況を踏まえ、以下の内容を答申した。

(1) 子供たちの生活と家庭・社会の状況

子供たちの生活の現状として、流行に敏感、積極的な国際交流の意識、社会参加や社会貢献に対する意欲の強さなどの積極面は評価されているものの、以下の多くの課題を指摘している。

* 広島文化学園短期大学保育学科

- ① ゆとりのない生活
 - ・学校生活、塾や自宅での勉強にとられる時間
 - ・テレビ等のマスメディアとの接触にとられる時間
 - ・疑似体験や間接体験の増加による生活体験・自然体験の著しい不足
 - ・ストレスを抱える子供の増加
- ② 社会性の不足や倫理観の問題
 - ・友人、兄弟姉妹の数の減少による生活体験・社会体験の不足
 - ・友人との表面的なつきあい方による人間関係形成能力の弱さ
 - ・倫理観の低下
- ③ 自立の遅れ
 - ・部屋や身の回りの片付けができない
 - ・将来に対する展望が持てない
- ④ 健康・体力の問題
 - ・肥満傾向など、適切な生活行動への知識や実践力の不足
 - ・瞬発力、筋力、持久力、柔軟性などの低下
 - ・体を使つての遊びなどの運動の機会の著しい減少

⑤ 学校生活をめぐる状況

- ・年齢が進むごとに低下する学校生活への満足度
- ・過度の塾通い
- ・いじめや登校拒否の問題

(2) 家庭や地域社会の状況

- ① 家庭の教育力の低下
 - ・核家族化や少子化の進行
 - ・父親の存在感の希薄化
 - ・女性の社会進出にもかかわらず遅れている家庭と職業を両立する条件整備
 - ・家庭教育に対する親の自覚の不足
 - ・過保護や放任
- ② 地域の教育力の低下
 - ・都市化・過疎化の進行や地域社会の連帯感の希薄化に伴う、地域の教育力の低下

(3) これからの社会の展望

変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代として、以下の5点を挙げた。

- ① 国際化の進展
 - ・経済、社会、文化の面での交流が一層進み、国際的な依存関係がますます深まる。
 - ・様々な面で国際的な摩擦や競争が生じてくる。
- ② 情報化の進展
 - ・高度情報通信社会の実現は、地球規模で今後の社会や経済の姿を大きく変えていくと考えられる。
- ③ 科学技術の発展
 - ・分子・原子レベルでの研究の一層の発展は、人類にとって豊かな未来を気付く原動力になる。
 - ・一方、国民にとって分かりにくいものとなり、不安

感が更に高まっていく。

- ④ 環境問題、エネルギー問題
 - ・人類の生存基盤を脅かす問題であり、地球規模で取り組んでいく必要性が高まり、我が国の貢献が更に強く求められる。
- ⑤ 高齢化、少子化、男女共同参画社会
 - (4) これからの学校の目指す方向

以上の、子供の現状や社会の急激な変化等に対応するため、以下の学校像が描かれている。

 - ① [生きる力]の育成を基本とし、知識を一方向的に教え込むことになりがちであった教育から、子供たちが、自ら学び、自ら考える教育への転換を目指す。
 - ② 生涯学習社会を見据えつつ、学校ですべての教育を完結するという考え方を採らずに、自ら学び、自ら考える力などの[生きる力]という生涯学習の基礎的な資質の育成を重視する。
 そうした教育を実現するため、学校は、
 - ③ [ゆとり]のある教育活動を展開する中で、子供たち一人一人が存在感や自己実現の喜びを実感しつつ、[生きる力]を身に付けていく。
 - ④ 教育内容を基礎・基本に絞り、その確実な習得に努めるとともに、個性を生かした教育を重視する。
 - ⑤ 子供たちを、一つの物差しではなく、多様な、多様な物差しで見、子供たち一人一人のよさや可能性を見だし、それを伸ばすという視点を重視する。
 - ⑥ 豊かな人間性と専門的な知識・技術や幅広い教養を基盤とする実践的な指導力を備えた教員によって、子供たちに[生きる力]をはぐくんでいく。
 - ⑦ 子供たちにとって共に学習する場であると同時に共に生活する場として、[ゆとり]があり、高い機能を備えた教育環境を持つ。
 - ⑧ 地域や学校、子供たちの実態に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。
 - ⑨ 家庭や地域社会との連携を進め、家庭や地域社会とともに子供たちを育成する開かれた学校となる。
 さらに、次のような改善を図っていく必要があるとした。

- ① 教育内容の厳選と基礎・基本の徹底
- ② 一人一人の個性を生かすための教育の改善
- ③ 豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育の改善
- ④ 横断的・総合的な学習の推進
- ⑤ 教科の再編・統合を含めた将来の教科等の構成の在り方

ここに、横断的・総合的な学習の文言が登場している。その項においては、「子供たちに[生きる力]をはぐくんでいくためには、各教科、道徳、特別活動などのそれぞれの指導に当たって様々な工夫をこらした活動を展開したり、各教科等の間の連携を図った指導を行うなど様々

な試みを進めることが重要であり、[生きる力]が全人的な力であるということ踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進し得るような新たな手だてを講じて、「豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効である」と、生きる力をはぐくむためのこの時間の必要性を述べている。

更に、「今日、国際理解教育、情報教育、環境教育などを行う社会的要請が強まってきているが、これらはいずれの教科等にもかかわる内容を持った教育であり、そうした観点からも、横断的・総合的な指導を推進していく必要性は高まっていると言える」と社会的要請への対応の重要性について挙げ、「このため、上記の視点から各教科の教育内容を厳選することにより時間を生み出し、一定のまとまった時間を設けて横断的・総合的な指導を行うことを提言したい」と、時間の創設の必要性について述べている。

さらに、「この時間における学習活動としては、国際理解、情報、環境のほか、ボランティア、自然体験などについての総合的な学習や課題学習、体験的な学習等が考えられる」「その具体的な扱いについては、子供たちの発達段階や学校段階、学校や地域の実態等に応じて、各学校の判断により、その創意工夫を生かして展開される必要がある」と、活動内容について示唆し、「このような時間を設定する趣旨からいって、「総合的な学習の時間」における学習については、子供たちが積極的に学習活動に取り組むといった長所の面を取り上げて評価することは大切であるとしても、この時間の学習そのものを試験の成績によって数値的に評価するような考え方を採らないことが適当と考えられる。さらに、これらの学習活動においては、学校や地域の実態によっては、年間にわたって継続的に行うことが適当な場合もあるし、ある時期に集中的に行った方が効果的な場合も考えられるので、学習指導要領の改訂に当たっては、そのような「総合的な学習の時間」の設定の仕方について弾力的な取扱いができるようにする必要がある」と、その取扱いについて、これまでの教育の枠組みにとらわれない視点を示した。

2 教育課程審議会答申（平成10年7月）から

以上の中央教育審議会第一次答申を受け教育課程審議会は、平成10年7月に教育課程の基準の改善の方針について答申した。

改善のねらいとして、以下の4点が示された。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ 各学校が、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色のある教育、特色

なある学校づくりを進めること。

中でも、②の「自ら学び、自ら考える力の育成」については、これまでのとすれば多くの知識を教え込むことが主体の教育から、学習者主体の教育へと基調の転換という点で興味深い。更に、論理的に考え判断する力、思いや考えを的確に表現する力、問題を発見し解決する力などを培い、社会の変化に主体的に対応し行動できるようにすることを重視する視点も示されている。これは、各教科等で得た知識や技能等が実生活において生かされ、総合的に働くようにすることの視点であり、総合的な学習の時間ではぐくむ視点と合致するものである。

また、④の「各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」にあつては、教育課程の基準の大綱化やその運用の弾力化により、各学校の創意工夫を生かした教育活動の展開を推進するための条件整備についても述べている。更に、学校を開き、家庭や地域社会との連携の必要性も示している。

3 小学校学習指導要領解説総則編（平成11年5月）

から

教育課程審議会答申を踏まえ、学習指導要領が改訂された。その総則編の解説には、創設の趣旨が以下の通り示されている。「各学校が地域や学校の実態等に応じて創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開できるような時間を確保すること。自ら学び自ら考える力などの[生きる力]は全人的な力であることを踏まえ、国際化や情報化をはじめ社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時間を確保すること。我々は、この時間が、自ら学び自ら考える力などの[生きる力]をはぐくむことを目指す今回の教育課程の基準の改善の趣旨を実現する極めて重要な役割を担うものと考えている。」

さらに、ねらいや学習活動等について、「総合的な学習の時間のねらいは、各学校の創意工夫を生かした横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習などを通じて、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることである。また、情報の集め方、調べ方、まとめ方、報告や発表・討論の仕方などの学び方やものの考え方を身に付けること、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成すること、自己の生き方についての自覚を深めることも大きなねらいの一つとしてあげられよう。これらを通じて、各教科等それぞれ身に付けられた知識や技能などが相互に関連付けられ、深められ児童生徒の中で総合的に働くようになるものとする」と、生きる力をはぐくむための重要な学習活動としての位置付けを示している。

Ⅲ 教育課程の変遷からたどる「総合的な学習の時間」の必要性¹⁻³⁾

1 戦後まもなくの教育の流れから

昭和22年(1947年)には、教育の民主化を目指して、新しい学制と共に学習指導要領が試案として導入された。小学校教育では、戦前の地理・歴史を廃して社会科が設けられたこと、家庭科が新設されたことに加え、小・中学校共に、経験学習をベースとした自由研究の時間が設けられた。問題解決学習の黎明期とみることができよう。

しかしながら、昭和26年(1951年)には自由研究を廃止し、小学校では教科以外の活動に、中学校では特別教育活動と、位置付けが変更された。「はいまわる経験主義」としての批判や、指導の困難さ、学力低下等に対する対応とみられる。

昭和33年(1958年)、道徳の時間が特設されると共に、各教科の系統を重視し、基礎・基本の徹底を図ろうとされた。この期より、学習指導要領はこれまでの試案から法的拘束力をもつものとなった。

昭和40年代は、科学・産業・文化等の進展や海外の教育の現代化等に伴い、教育の充実を図ろうと意図された時代でもあった。しかし、学習内容の量が増大し、内容も高度化に向かった結果、詰め込み教育との世論の批判が高まった。さらに、校内暴力やいじめ、不登校、自殺、落ちこぼれなどの様々な社会現象を生み出した時代ともいえる。

2 教育の人間化の中で

以上の状況を踏まえ、昭和51年(1976年)12月の教育課程審議会は「自ら考え正しく判断できる児童生徒の育成」に向けた以下のねらいの達成を目指して教育課程の基準の改善について答申した。

- ① 人間性豊かな児童生徒を育てること。
- ② ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること。
- ③ 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること。

ここに、「ゆとり」という文言が登場している。

以上の提言を受けて昭和52年、次のような方針のもとに学習指導要領が改訂された。

- ① 道徳教育や体育の重視。
- ② 教育内容の精選。
- ③ 各教科の授業時数の削減と、実態に即した運用の創意工夫。
- ④ 学習指導要領の大綱化。

特に、②③の方針については、教科の基礎的・基本的な事項が確実に身に付けられるよう、集約や整理統合するなどの教育内容の精選が図られた。また、充実した学

校生活の実現に向けて、総授業時数を小学校第4学年で週2単位時間、第5・6学年では週4単位時間、中学校でも概ね週4単位時間の削減が図られた。また、④の学習指導要領の大綱化の方針に合わせ、各学校の創意工夫の余地を広げていったことがうかがえる。

3 教育の個性化の中で

昭和52年の教育課程改訂の後、科学技術の進歩と経済の発展による物質的な豊かさや情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化などの社会の変化は一層加速化することが予想される中で、教育課程の見直しが行われた。

ここで特筆すべきは、小学校低学年において理科を廃止し「生活科」を新設、国語の授業時数の増加、中学校における地理歴史科、公民科に教科を再編するなど、学校教育法施行規則上の変更が行われた点である。

さらに平成元年、以下の方針のもと、学習指導要領が改訂された。

- ① 豊かな心を持ち、たくましく生きる人間を育成すること。
- ② 基礎的・基本的な内容の重視と、個性を生かす教育を充実すること。
- ③ 自ら学ぶ意欲を高めるようにすること。
- ④ 国際社会に生きる日本人としての資質を養うこと。

この改訂においては、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を重視した「新しい学力観」が打ち出され、従来の学習指導に対する大きな意識変革が求められた。

総授業時数は従来通りとされたが、基礎的・基本的な内容に一層の精選を図るとともに、個に応じた指導の改善を図るという指導方法の改善へのねらいが示された。

ここに、学校週5日制への移行に伴う、児童生徒の確かな学びに向けての条件が整えられていった。

4 ゆとりの中で生きる力を

次期教育課程改訂に向けて平成8年中央教育審議会は、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむ観点から完全学校週5日制を導入することなどの提言を行った。これを受け教育課程審議会は改善のねらいとして、以下の4項目を提言した。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成を重視すること。
- ② 多くの知識を一方向的に教え込む教育を転換し、子供たちの自ら学び自ら考える力の育成を重視すること。
- ③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実を図ること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

この答申内容が、平成10年の学校教育法施行規則の一部の改正につながった。ここで注目すべきは、小学校3年生以上での「総合的な学習の時間」の創設とともに、各学年の総授業時数を完全学校週5日制の実施に伴う土曜日分を縮減した時数とし、従来よりも70単位時間、週当たり2単位時間の削減を行うとともに、授業時数の縮減以上に各教科の教育内容の厳選を行ったところである。

さらに、改訂の方針の一つとして、「時間的にも精神的にもゆとりのある教育活動が展開される中で、児童が基礎・基本をじっくり学習できるようにするとともに、興味・関心に応じた学習に主体的に取り組むことができるようにする必要がある」と示された。

児童生徒の実態等に伴い、強い意欲をもって教育改革を進めていこうとしたことがうかがえる。

IV 「総合的な学習の時間」創設前後の状況

「総合的な学習の時間」の教育課程への位置付けに当たり、その趣旨の理解を深めるため文部省は、各州市の教育委員会担当者への説明を繰り返し行った。

1 平成9年度学校教育方法改善研修にて⁴⁾

国立教育会館主催、文部省後援による本研修のプログラムの1つに「横断的・総合的な学習の推進」があり、その際の資料及びメモが残っている。シンポジスト及びコーディネーター4氏の論を通して、創設以前の本学習の動向が伺える。

(1) 安彦忠彦氏（名古屋大学教授）の主張

○「横断的・総合的な学習の性質」として

・あらかじめ教師が作った内容をもとにした学習から、総合化する心を育てる学習にすることが重要である。

子供自身が総合化することを大切にしたい。

・内容は、学校行事と結びつけることから。

○諸問題

・時間の余裕がなければ、十分な活動は生まれない。学校をスリムにして日数を減らしても、授業時間を減らすべきではない。

・カリキュラムは各学校で考えるものである。教師の力量が問われることになる。

・問題解決学習では、思考力は育つが技能は育てられない。必修と選択のバランスをとることが必要。

(2) 高浦勝義氏（国立教育研究所教育課程研究室長）の主張

○カリキュラム統合に向けての視点

・一般的な内容を重視する。

・内容決定は子供参加で行う。

・内容を現代中心に考える。

・問題解決することによって、知識を統合し体系づける。

・問題解決することによって、知・情・意の統合的な発達を図る。

・子供の心身の発達に応じる。

○単元・テーマの設定に際して

・生活科の延長として考える。

環境・国際・情報を取り上げることが目的ではなく、それらを通して生き方につながる学習を行うことが大切。

○授業の在り方

・総合学習だけでなく、全教科で問題解決学習を行っていく。

(3) 田中博之氏（大阪教育大学教授）の主張

○「横断的・総合的な学習」において

・情報教育において、コンピュータリテラシーを育てる。

・子供の総合力を身に付けさせる。

・子供に自信を付け、情意的な育ちにつながる授業を。

○3事例の紹介

英国ノース・ゲート小学校の実践

・子供が主体的に博士を目指す「骨プロジェクト」の実践を通して、○○ができるようになったという自信を生む。

・学校内に研究成果を発表できるスペースを常時設けることにより、学習意欲を高める。

英国の中学校

・各教科で行ったものを、家庭学習で総合的にまとめる「カリブ海プロジェクト」の実践。

・家庭学習を支援するために、学び方のテキスト（子供が自立するための技能の獲得法）でノウハウを教える。

大阪教育大付属中学校

・パソコンで作った絵本で保育実習の実践。

・異質な他者と、社会参加を通して交流を行う。

○総合学習のポイント

・子供を博士にしよう。

・子供を表現者にしよう。

(4) 児島邦宏氏（東京学芸大学教授）のまとめ

○各教科・領域とのからみを考えることが今後の課題である。

○総合学習でどのような力を付けるかを、今後整理する必要がある。

○単元開発等は子供から出発すること。その際、教師の見通しが不可欠である。

○教師の力量形成が重要である。支援の具体的中身が問われている。

○学習自体を人間くさいものにしていく。

学習体と自分とのかかわりを大切にする。（学習は自分そのもの）

○挫折や失敗が許される。

2 平成10年度小学校教育課程説明会にて（平成11年2月8日 徳久治彦企画官）

- ・総合的な学習の時間は、生きる力を身に付けるために創設する。
- ・体験・問題解決的活動が生きる力を育て、主体的な学びにつながる。
- ・教科の知が子供の中で相互関連をもって、日常で働く力になっているかが問われており、生活に生きて働く総合的な力（知の総合化）を目指す。
- ・各学校の創意工夫を生かす時間の確保が必要であり、各教科の補充時間ではなく、ねらいを身に付けさせることがポイント。
- ・地域社会の協力を得ること。
- ・各学級担任一人ではなく、指導体制を見直すこと。
- ・先行実践を参考にし、各学校における全体方針及びビジョンをもって実践すること。

3 平成11年度小学校教育課程説明会にて（平成11年6月14日 徳久治彦企画官）

○移行措置について

- ・平成12年年度は、準備のできた学校から積極的に実施をすること。
- ・時数は各学校で工夫して。
 - 1 学期は教育計画策定・教材の整備
 - 2 学期から実践する
- ・時間は学級活動の時間、各教科の弾力的活用、学校裁量の時間を使う。
- ・全面実施までに時間はない。各年度初めに向けて、教育委員会はタイムスケジュールをもって、人的・物的条件整備について内容別にプランニングを行うこと。

○指導主事の役割

- ・パンフレットを使い、教員のみでなく保護者、PTA、地域等国民全体に伝える。
- ・各学校の創意工夫を支援するのが指導主事。相談役として、アドバイザー・コーディネーターとして、個々の学校に対して、個別に診断とアドバイスを。
- ・学校は医療機関のように必要がある。子供の立場に合わせる…それが主体性を育てる。
- ・各学校の教育プランを練る→それを説明すること。6年後に結果が問われることになる。

4 平成11年度小学校各教科等担当指導主事研究協議会にて（平成12年1月17日 月岡小学校課長）

- ・総合の実施に向けて、各教科の基礎基本を身に付けることが大切。

- ・学習指導要領の解説をよく読むこと
目標・内容を示さず、ねらいのみを示している。これは、各学校で適切に実施できるようにという意図。
- ・教育課程の編成は、全教職員の一致協力。
- ・例示をすべてするというのではない。また、例示以外をしてはならないのでもない。

V 先行研究校の実践から⁵⁾

昭和61年、美術教育関連の研究会において、子どもの発達のゆがみの進行を食い止めるための取組みとして、中心的に研究を進める三重県伊勢市立東大淀小学校の小野康夫教頭の講演を聞く機会を得た。全国的にも早い取組みを進める学校の実践に触れ、全く新たな教育の有り様に衝撃を受けた記憶がある。そこでは、以下の内容の「総合学習」についての実践研究の内容が紹介された。当時の教育界においては驚くべき先見的視点をもった実践であり、後の総合的な学習の時間の創設に確かに続く内容と考えられる。以下にその概要を紹介する。

1 総合学習の旅立ち

〔仮説〕子どもが生き生きと能動的に活動し力を付けるには、子どもの心にひびく地域教材の学習を中心とする総合的な学習に取り組むことが、以下の視点から必要ではないか。

- ① 学ぶことが生きるということに結び付いているかどうか。
- ② 子どもを学習の主体者として育てていくことが重要ではないか。
- ③ 教科の枠をこえて取り組む今日的諸課題の学習があるのではないか。
- ④ 強化学習のはみだし部分に価値の高い学習問題がある。それに焦点をあてて取り上げる必要があるのではないか。
- ⑤ 子どもの要求につながる日常生活の問題を取り出して取り組ませることが必要ではないか。
- ⑥ 教科の系統的なものを追究して得た知識などを、子どもの生活や現実的な課題に結合させていく必要があるのではないか。
- ⑦ 人間性の回復をはかり、地域の主権者として育てる、「地域にねざした教育」が大切ではないか。
- ⑧ 文化活動を含む自治的諸活動の積極的発展をさらに強化発展させることが大切ではないか。

2 総合学習の性格

- ① 総合学習は教科学習や教科外の活動で獲得した諸能力を、総合的に活用し発展させるもの。
- ② 子どもの生活意識、問題意識を基盤に進めていくこの学習は、教科学習、教科外の活動への主体的な取組みへの意欲としてつながり生かされる。

- ③ この学習を通して、教科学習の在り方について見直しをしていくことにも発展する。
- ④ 既成の教育課程の枠にとらわれないで、教育内容を編成しうる分野である。
- ⑤ 合科的学習ではなく、生活課題（人間課題）そのものの学習という性格をもつ。
- ⑥ 学習形態は、子ども自らの手で問題をとらえ、子ども自身の手で主体的に解決したり、学びとったりする過程を大切にしていけるから、共同で学習をすすめる創造的問題解決活動というべき性質をもつ。

3 総合学習の内容

- ① 地域にかかわる問題『いのちを守る水や土』
- ② 生活にかかわる問題『生活に学び生活をつくる』
- ③ 平和にかかわる問題『いのちと平和の大切さ』
- ④ 人権にかかわる問題『許さない差別と偏見』
- ⑤ 愛と性にかかわる問題『いのちの不思議さとすばらしさ』

4 総合学習の授業時間設定

教育課程の特例が認められない中での授業時間の設定は、1～3年は社会科を週1時間減じて充てる、4～6年は週1時間を特設して総合学習に充てる、教科で共通する内容の時間を充てるなど、大変な苦労の上での捻出がうかがえる。

内容によっては、休日や長期休業日、放課後の時間を充てるなど、児童の意欲は無論のこと、地域や保護者の理解がなければ成立しないことがうかがえる。

5 学習を通して生まれた子どもの姿

- ① 時間を惜しまず、ねばり強く、足で歩いて事実を確かめる。
- ② 問題意識を持って臨むと、次々に疑問を生み出す。
- ③ 獲得した知識は、他の学習に活用される。
- ④ 学習の共同追究により、仲間の力の素晴らしさ、仲間に認められる喜びを味わう。
- ⑤ 能動的に地域の事象に目を向けると、五感を通して解決に迫ろうとする。など多数。

こうした子どもの姿を通して、教師が変わり、保護者・地域の反響が生まれ、更に教師が発奮し変わっていった様子は、正に総合的な学習の時間の創設によってめざす教育改革の方向であると感じている。

VI 広島市立学校への説明会の内容から⁶⁾

学習指導要領改訂に伴い広島市教育委員会においては、平成11年度（1999年度）からの3年間、学校段階を追ってまず総則について、続いて各教科、道徳、特別活動のそれぞれについて、広島市立学校の各教科等代表者を一堂に集め、文部省から示された説明用ビデオ、学習指導

要領解説、独自に作成した資料をもとに改訂の内容について説明を行った。

以下は、その際の資料の抜粋であるが、これを通して、当時学校に伝えた内容の概要をつかむことができる。

1 教育課程上の位置付け

総合的な学習の時間は学校教育法施行規則第24条第1項において定められ、各学校における教育課程上必置とされている。そのうえで総則では、総合的な学習の時間の趣旨、ねらい、学習活動及び実施に当たっての配慮事項を定めており、何を指導するかという内容については示されていない。これは、これらのねらいに則して各学校が創意工夫を生かして学習活動を展開することを目指している。

2 総合的な学習の趣旨

今回の改訂においては、特色ある教育、特色ある学校づくりを進める上で特に総合的な学習の時間において、各学校が創意工夫を生かした学習活動を積極的に展開することが求められている。

総合的な学習の時間については、移行期間中から教育課程に加えることができることとしており、この時間の趣旨を踏まえ、その実施に積極的に取り組んでいただきたい。

3 総合的な学習の時間のねらい

総合的な学習の時間においては、何らかの知識を身に付けることが目的ではなく、また、課題を解決することに主たる目的があるのではない。

あくまでも、学習指導要領のねらいの(1)に示されている資質や能力を育てることや、(2)の学び方やものの考え方を身に付けさせることにある。

各教科等で身に付けられた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにすることを目指している。

4 学習活動

総合的な学習の時間の学習活動を展開する際の視点が、参考として以下の3点が示されている。

- ① 横断的・総合的な課題
- ② 児童の興味・関心に基づく課題
- ③ 地域の学校の特色に応じた課題

これらの例示は全部行わなければならないものではなく、また例示された以外の活動を行ってはいけないというものではない。

これらの例示は、全国の比較的多くの学校での実践例などを勘案して示されている。

5 総合的な学習の時間の名称

各学校において適切に定めるものとする。

6 総合的な学習の時間・学習活動の展開にあたっての配慮事項

- ① 体験的な学習、問題解決的な学習の重視
- ② 学習形態、指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫
- ③ 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等の取扱い

7 総合的な学習の時間の評価

評価については新学習指導要領には特に示されていないが、テストの成績によって数値的に評価することは適当ではないと考えている。

評価の方法としては、ワークシートなどの製作物、児童生徒の自己評価や相互評価などを総合的に評価することが考えられる。

なお、指導要録の様式については、今後、教育課程審議会において検討されることとなっているが、移行期間中に総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成するときは、「指導上参考となる諸事項」の欄に記入するなどの工夫をしていただきたい。

Ⅶ ま と め

「総合的な学習の時間」が生まれてきた背景や経緯等について、得られた情報を通して可能な限り整理してみた。

本稿をまとめるに当たって強く感じられるのは、子供の状況を見ての危機意識である。現在毎年行われている教育課程実施状況調査は、平成10年当時までは2回実施されたのみであった。その結果から、当時「覚えることは得意、計算の技能や文章の読み取りの力などもよく身に付けている」との長所の反面、「学習が受け身で、覚えることは得意だが、自ら調べ判断し、自分なりの考えを持ちそれを表現する力が不十分」との分析がなされている。

さらに、平成10年度の学校教育に関する意識調査⁷⁾においても、上記図表に見られるように、学年が上がるにつれ低下する授業の理解度や満足度への対策として、単なる知識の量だけでなく幅広い学力を育成するため、生きる力を育てることが急務であること、そのために「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開しなければならないとの強い意志が伝えられる。

残念ながら、教科書のない学習、学校独自の創意工夫

学校生活への満足度

□満足 □まあ満足 ■やや不満 ■不満

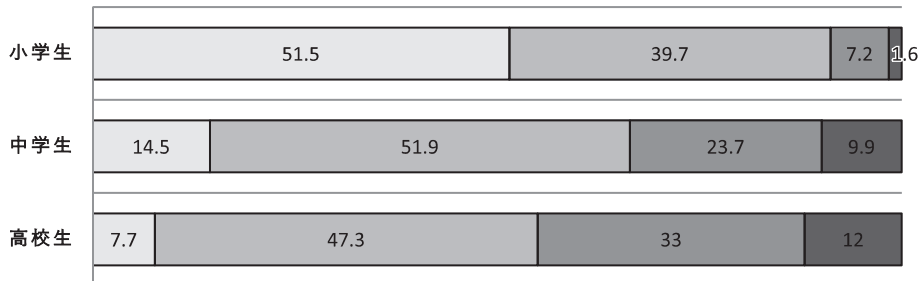


図1 「学校教育に対する意識調査」H13 文部科学省

学校の授業の理解度

□よくわかる □だいたいわかる □半分くらいわかる ■わからないことが多い ■ほとんどわからない

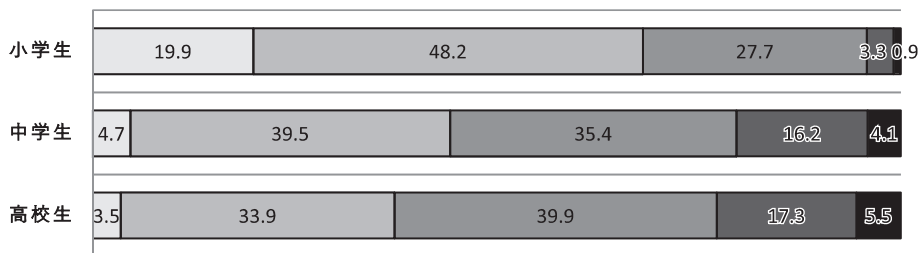


図2 「学校教育に対する意識調査」H13 文部科学省

を凝らす活動に対する理解・経験不足、教育観の転換の不十分さ等から、当初の趣旨の十分な実現に至らなかったことは否めない。さらに、ゆとりの中で基礎・基本を徹底して育てる教育に対する誤解が生じ、「ゆとり教育」への批判が広がることにもつながった。

その後の教育課程の改訂により、「総合的な学習の時間」に割り振られた時間の一部を他の時間に置き換えられてはきたが、この時間の趣旨は依然として引き継がれている。時代とともに移り行く教育内容ではあるが、この時代の教育改革の目玉として創設された「総合的な学習の時間」に込められた教育への思いは、今後の教育への失ってはならない重要な要素の一つと考えている。

註 ・ 文 献

- 1) 国立教育政策研究所「学習指導要領データベースインデックス」(<https://www.nier.go.jp/guideline/>)
- 2) 横須賀薫・千葉 徹・油谷満夫：『図説 教育の歴史』河出書房新社 2008年
- 3) 文部省：平成5年度中学校各教科等担当指導主事研究協議会資料「教育課程の変遷」1993年
- 4) 国立教育会館：平成9年度学校教育方法改善研修配布資料 1998年
- 5) 三重県伊勢市立大淀小学校編著：『総合学習 いのちを守る土や水』1986年
- 6) 広島市教育委員会学校教育部指導課：教育課程説明会「総則」配布資料 1999年
- 7) 文部省：都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会配布資料 2001年

Summary

In 1998, the Course of Study was revised in response to the first report of the Central Education Council, Recommendation and Improvement Policy of the Curriculum Council.

This revision is based on the training of [ability to live] in [clearance], carefully selecting the contents of learning, thinking, education by themselves, thoroughly mastering basic things, educating each person. We promote the essence and education of individuals rich in personality, such as ability to do, and aim to create robust body.

Among them, we believe that establishing “comprehensive learning time” to promote cross-cutting/comprehensive guidance is a reform that will lead to a change in Japanese view of education.

Based on the information obtained by Seimi who was engaged in the school education guidance service at the time as a leader of the Hiroshima City Board of Education, the circumstances surrounding “time of Integrated Study”, the circumstances of the establishment, the situation before and after the establishment, Practice of previous research schools, etc. are summarized.